

防整施第15574号
27.10.1

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によらないことができる自衛隊施設の調達の実施について（通知）

標記について、「建設工事の入札・契約手続にあたって一般競争入札によらないことができる自衛隊施設の調達について」（防経工第3661号。6.6.22。以下「通達」という。）の第4項に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

- 1 通達の第1項から第3項までの規定は、公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画（平成6年1月18日閣議了解）の〈具体的措置〉I. 2. に定める基準額未満の調達についても適用するものとする。
- 2 通達及び前項に基づき一般競争入札によらないことができる自衛隊施設の調達のうち、通達の第1項に該当するものについては、原則として企画競争に付するものとし、通達の第2項に該当するものについては、指名競争入札又は随意契約に付するものとする。